

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年6月7日23廃第337号で行った決定（以下「本件原決定」という。）のうち、不存在を理由として行った非開示決定（以下「本件決定1」という。）及び平成23年12月13日23廃第1533号で行った部分開示決定（以下「本件決定2」という。）は妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書等の開示決定状況

(1) 本件決定1について

異議申立てに係る対象文書は、〇〇市〇〇及び同〇〇に所在する産業廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）の維持管理に係る地下水の水質検査のため、実施機関が測定した標高、水位を示す全ての資料（以下「本件文書1」という。）及びこの件に関する実施機関と環境省の協議資料等（以下「本件文書2」という。）である。

実施機関は、本件文書1及び2について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、非開示としている。

(2) 本件決定2について

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、本件処分場の設置者（以下「本件設置者」という。）が、実施機関に提出した本件処分場に係る廃止確認申請書である。

実施機関は、本件公文書のうち、環境計量士の氏名及び印影並びに風景写真の測定者の顔部分については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に、本件設置者の代表者印の印影については、第2号（事業情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示している。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件原決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成23年5月27日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書1及び2並びに本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年6月7日付けで、本件文書1及び2については不存在であるとして、本件公文書については条例第7条第1項第4号（行政運営情報）に該当す

るとして、非開示とする本件原決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成23年7月14日付で、本件原決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

エ 実施機関は、平成23年9月15日付けで、条例第19条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問を行った。

オ 実施機関は、平成23年12月13日付けで、本件原決定のうち、本件公文書について、条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした決定を変更し、本件決定2を行い、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件文書1について

ア 廃棄物処理法令によれば、産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の水質検査は、処分場の設置者（以下「設置者」という。）の義務である。

しかしながら、その義務を履行させる地位にあるのは実施機関である。

イ 実施機関は、井戸の標高及び地上からの地下水の水位から判断すると、地下水は上流側井戸から下流側井戸方向に流れていると考えられ、井戸は適切に設置していると回答しており、標高や水位等を測定の上での判断のはずだから、実施機関が測定した標高、水位を示す全ての資料を開示請求する。

ウ 法令上義務付けられている処分場の地下水の水質検査に関し、その根拠資料を取得していないとすれば、実施機関は、設置者による義務の履行を確認していないということなのか、釈明を求めていただきたい。

(2) 本件文書2について

ア 処分場には、上部と下部2か所以上の観測井戸の設置が求められている。本件処分場には、安定型処分場と管理型処分場が隣接して存在している。観測井戸は、処分場毎に最低2本必要となるが、下部井戸は1本しかない。

実施機関は、上記の件に関して実施機関が環境省と協議を行った事実はないとしているが、3点反論がある。

① 実施機関は、平成23年4月4日付け文書回答の中で、「これらの見解については、環境省にも説明し了解を得ている。」と回答している。

② 平成23年〇〇月〇〇日に、〇〇参議院議員が環境省に出向き、井戸の本数等廃止基準について協議された際、環境省は「実施機関と協議している」と回答している。

③ 平成23年〇〇月〇〇日の衆議院予算委員会第〇〇分科会において、衆議院議員〇〇氏の質問に、環境省は、「実施機関が2年をかけて、本当に廃止しても大丈夫なのかどうかということ、きちっとモニタリングということで、調査している。こういうふうにお聞きしている。」と答弁している。

イ このような重要なやり取りを、日報なり復命書として記録してないこと自体が問題である。

ウ 実施機関が、廃止基準について適法かどうか環境省と協議を行っているのであれば、その内容を堂々と公開し、市民への説明責任を果たすことが情報公開の本旨であり、問題解決につながるものと確信する。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定1及び2を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 本件文書1について

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第2条第2項第2号ハの規定は、安定型処分場の維持管理における周縁地下水の水質検査について定めたものである。

そして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の3によって、設置者は、省令で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとされていることから、上記水質検査は、実施機関でなく設置者が行うものである。

さらに、廃棄物処理に関する法令（以下「関係法令」という。）の規定によれば、安定型、管理型にかかわらず、処分場の維持管理又は廃止に係る水質検査は設置者が行うものとされているところであって、本件処分場において実施機関が水質検査を実施した事実又は水質検査のための標高、水位を測定した事実はない。

したがって、実施機関は、当該水質検査に係る文書を作成も取得もしておらず、本件文書1は存在しないため、非開示決定を行ったものである。

イ 本件文書2について

本件文書1の件に関して、実施機関が環境省と協議を行った事実はない。

したがって、実施機関は、当該協議に係る文書を作成も取得もしておらず、本件文書2は存在しないため、非開示決定を行ったものである。

(2) 本件決定2について

ア 本件公文書に記載された環境計量士の氏名及び印影並びに風景写真の測定者の顔部分

は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1項第1号の個人情報に該当する。

イ 本件公文書における本件設置者の代表者印の印影は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1項第2号の事業情報に該当する。

6 審査会の判断

(1) 審査の対象について

実施機関は、本件原決定のうち、本件公文書について条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした決定を変更し、本件決定2を行っているが、本件原決定で非開示とされた部分のうち、本件決定2により開示された部分については、現時点においては異議申立人の権利は既に救済されていると認められる。

このため、当審査会としては、本件決定2を行った後もなお非開示とされた部分の妥当性について検討を行うこととする。

(2) 本件文書1について

ア 地下水の水質検査について

設置者は、法第15条の2の3の規定により、省令で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとされている。

上記技術上の基準として、最終処分場の地下水については、省令第2条第2項に、周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を行うことが規定されている。

イ 本件文書1の性格及び内容について

異議申立人の請求内容は、本件処分場の省令第2条第2項第2号ハに定める、浸透水による処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査のため、実施機関が測定した標高、水位を示す全ての資料である。

本件文書1は、関係法令の規定及び異議申立人の主張によれば、「本件処分場の維持管理における地下水の水質検査のため、実施機関が測定した標高、水位を示す全ての資料」と解するのが妥当である。

ウ 本件文書1の不存在について

関係法令の規定によれば、処分場の維持管理における地下水の水質検査は、設置者が行うものとされており、実施機関には、当該水質検査及び同検査のために標高、水位を測定する義務はない。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、設置者が行う処分場の維持管理に伴う

水質検査のため、実施機関が井戸の標高及び地下水の水位を測定することはないとのことである。

したがって、当該水質検査に係る文書は作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、当審査会が、実施機関の本件処分場に係る公文書を見分したところ、本件文書1は存在しなかった。

よって、実施機関が本件文書1を不存在とした決定は妥当である。

(3) 本件文書2について

ア 本件文書2の性格及び内容について

本件文書2は、本件文書1の件に関して、実施機関が環境省との協議を行った時の資料及び担当者名が記載された文書である。

イ 本件文書2の不存在について

異議申立人は、実施機関が、観測井戸の配置について環境省に説明し了解を得ていると回答していること等を理由に、実施機関は環境省と協議を行っている旨主張している。

当審査会が実施機関に確認したところ、平成23年1月に環境省から電話があり、観測井戸の配置について説明したが、仮に異議申立人の主張どおりに、本件文書2にこの時の電話記録が含まれるとしても、この記録は作成しておらず、存在しないとのことである。

また、当審査会が、実施機関の本件処分場に係る公文書を見分したところ、協議の担当者名が記載された文書も含め、環境省との協議や電話等に関する記録は存在しなかった。

したがって、実施機関が本件文書2を不存在とした決定は妥当である。

(4) 本件公文書について

ア 処分場の廃止確認について

設置者は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定により、あらかじめ当該処分場の状況が省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該処分場を廃止することができることされている。

イ 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書は、平成22年10月28日付けで本件設置者から実施機関に提出された本件処分場の廃止確認申請書である。

実施機関は、本件公文書のうち、濃度計量証明書及び分析結果報告書における環境計量士の氏名及び印影並びにガス採取風景写真及び地中温度測定風景写真の測定者の顔部分について、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示としている。

また、本件設置者の代表者印の印影について同項第2号に該当するとして非開示としている。

ウ 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

(7) 環境計量士の氏名及び印影

濃度計量証明書及び分析結果報告書における環境計量士の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当すると認められる。

また、これらの情報は、例外的開示について定めた同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

(4) 風景写真の測定者の顔部分

風景写真の測定者の顔部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当すると認められる。

また、これらの情報は、例外的開示について定めた同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

したがって、本件公文書のうち、濃度計量証明書及び分析結果報告書に記載された環境計量士の氏名及び印影並びに風景写真の測定者の顔部分については、条例第7条第1項第1号に該当することから、実施機関が本件公文書の当該部分を非開示とした決定は妥当である。

エ 条例第7条第1項第2号該当性について

条例第7条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については非開示とすることを定めている。

また、条例第7条第1項第2号ただし書は、同号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないと定めている。

本件公文書における本件設置者の代表者印の印影は、実施機関に提出する本件公文書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、当該

法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる。

また、これらの情報は、例外的開示について定めた同号ただし書にも該当しないと認められる。

したがって、本件公文書における本件設置者の代表者印の印影については、条例第7条第1項第2号に該当することから、実施機関が本件公文書の当該部分を非開示とした決定は妥当である。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。